



島根県報

令和8年1月9日(金)
第683号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 2

【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (農業経営課) 2

公共測量の実施 (技術管理課) 3

公共測量の終了 (〃) 3

告示

島根県告示第6号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年1月9日

島根県知事 丸山達也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	令和4年度～6年度	7枚	1冊	大野⑭	令和7年12月26日
松江市	令和4年度～6年度	9枚	1冊	下佐陀②	令和7年12月26日

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年1月9日

島根県知事 丸山達也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
雲南市加茂町加茂中330番8	田	2,314

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年3月1日	権利の始期から令和11年3月31日まで	30,000

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年1月23日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年1月9日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年12月18日から令和8年3月27日まで

3 作業地域

隱岐郡西ノ島町大字美田地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年10月31日に終了した旨国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年1月9日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

2 作業期間

令和7年5月16日から同年10月31日まで

3 作業地域

益田市久城町地内から高津町地内まで